

○自動車の使用制限命令

(第 19 条第 1 項)

改正 令和 4 年 3 月 25 日 令和 5 年 3 月 16 日

処分基準

令和 5 年 3 月 16 日作成

法令名	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根拠条項	第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道路交通法第 75 条の 2 第 1 項
処分の概要	自動車の使用制限命令
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第 4 条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第 26 条の 7(自動車の使用の制限の基準)
処分基準	使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。 なお、違反行為関係累計点数とは、公安委員会が自動車運転代行業者に指示をした後 1 年以内に指示を受けた違反と同一の違反行為の累計点数であり、前歴の回数とは違反が行われた日を起算日として過去 1 年以内に公安委員会の使用制限命令を受けた回数のことをいう。
問い合わせ先	交通部交通指導課企画指導係

別添

[別紙参照]